

消費者庁の評価

ブロリコ事件

「表示について、消費者庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、イマジン・グローバル・ケアに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。」



ブロリコ事件のエビデンス

